

## 議案第 22 号

三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。  
。

令和 7 年 2 月 21 日

三次市長 福 岡 誠 志

### 三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市営住宅設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 235 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 所定の請書を提出すること。

第 11 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 17 条第 1 項、第 41 条第 3 項及び第 48 条中「第 11 条第 5 項」を「第 11 条第 4 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日の前日までに、改正前の三次市営住宅設置及び管理条例（以下「旧条例」という。）第 8 条第 2 項の規定による入居決定者及び旧条例第

13条に規定する入居承継の承認を受けた者に係る連帯保証人については、なお従前の例による。ただし、当該連帯保証人が連帯保証人の資格を欠くに至った又は死亡した日以後においては、新たに連帯保証人を定めることを要しない。